

○村上市民憲章

(昭和59年9月21日)
(第3回定例会議決)

村上市は、海・山・川、それぞれに美しく、自然環境に恵まれた県北の中心地です。

村上市は、あたたかい人情と古い伝統を守りながら、市民の努力で豊かにひらけてきた歴史と文化のまちです。

私たちは、今日の村上市を愛するとともに、明るく健康な生活を築き、文化の香り高く、活力あふれる郷土の実現を目指します。

私たちは、ここに村上市民の自覚と誇りをもって「市民憲章」を制定します。

1 わたくしたちは、

・ 恵まれた自然を愛し、心豊かなまちをつくります。

1 わたくしたちは、

思いやりの心を大切にし、ふれあいのまちをつくります。

1 わたくしたちは、

伝統産業を守り、新しい産業を育て活気あるまちをつくります。

1 わたくしたちは、

スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。

1 わたくしたちは、

郷土を愛する心を育て、希望に満ちた文化のまちをつくります。

○荒川町町民憲章

(平成6年11月1日)
(制定)

わたくしたちの荒川町は、遠く佐渡や粟島を望む高坪山、日本海に注ぐ豊かな清流荒川に育まれ、こまやかな人情と歴史に支えられながら栄えてきました。

わたくしたちは、荒川町に住むことに喜びと誇りをもち、さらに心豊かな活力ある郷土の実現をめざし、この憲章を定めます。

- 1 恵まれた自然を愛し、
水と緑の美しいまちをつくります。
- 1 思いやりの心を大切にし、
明るく住みよいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りをもち、
活力ある産業のまちをつくります。
- 1 心身ともに健康に努め、
生きがいのあるまちをつくります。
- 1 生涯学ぶ心をもち続け、
文化の香り高いまちをつくります。

○神林村民憲章

平成5年4月1日
制定

神林村民憲章を次のとおり制定するものとする。

記

わたくしたちは、海、山、川の恵まれた自然の中で、ふるさとの歴史と文化を大事にし、さらに生きがいと活力のある村づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 一 自然を大切にし、水と緑の美しい村をつくります。
- 一 思いやりの心を持ち、楽しく住みよい村をつくります。
- 一 働く喜びを知り、豊かな産業の村をつくります。
- 一 スポーツに親しみ、すこやかで明るい村をつくります。
- 一 郷土愛を育て、若い力と希望に満ちた村をつくります。

○朝日村民憲章

(昭和61年1月1日定
制)

雄大な朝日連峰を望み、清き三面川、高根川が流れる山紫水明の朝日村は、先人から素朴な心情と歴史的遺産を受け継ぎ、村民のたゆまぬ努力で豊かにひらけてきた村です。

私たちは、朝日村民であることに誇りをもって、この縁豊かな大地を活かし、産業経済の発展と教育文化の香り高い、活気に満ちた村づくりをめざし、ここに村民憲章を定めます。

私たちは

1 自然を大切に、

緑と語り合える心豊かな村をつくります。

1 思いやりと笑顔に満ちた、

ふれあいの多い村をつくります。

1 スポーツに親しみ、

健康で生きがいのある村をつくります。

1 仕事に誇りをもち、

活力ある産業の村をつくります。

1 郷土を愛し伝統を守り、

教育文化の盛んな村をつくります。

○山北町民憲章

(昭和50年11月1日)
制定)

わが山北町は、新潟県北に位し、名勝「笛川流れ」をはじめ、海・山・川の美しい自然環境に恵まれ、また先人の遺風である勤勉・実直の精神がいまもなお住民の間に受けつがれている平和な町です。

わたくしたちは、山北町民であることに、誇りと責任を感じ、協力一致、よりよい明日の町づくりのために、この憲章を定めます。

- 1 自然と歴史を愛し、郷土性ゆたかな希望に満ちた町をつくります。
- 1 生命と健康を重んじ、明朗でたくましい町をつくります。
- 1 自由と責任を尊び、公正で生きがいのある町をつくります。
- 1 産業と経済を興し、充実した活動的な町をつくります。
- 1 教育と文化を高め、良識と創意に富んだ、薫り高い町をつくります。